

いじめ防止基本方針

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そこで、いじめ防止対策推進法の趣旨を遵守し、本校のいじめ防止の対策に関する基本的な方針を示す。

2 基本理念

- ・日頃から、子ども、保護者、地域に学校いじめ基本方針の内容の周知を図る。
- ・学校として特に配慮が必要な児童（障害のある児童、外国人の児童等）について、特性を踏まえた適切な支援を行う。
- ・けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織的な対応につなげる。
- ・いじめをする子どもには、行動の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪させるとともに、加害者の成長支援の観点から指導を行う。
- ・単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、以下の2つの要件をもっていじめの解消を判断する。
 - ①少なくとも、3ヶ月間いじめが止んでいること。
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

3 学校の実態把握

- (1) アンケートや日常観察からいじめやいじめになりそうな傾向を掴む。
- (2) アンテナを高くして家庭や地域からの情報を収集する。

4 いじめ防止の取組（未然防止）

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、児童の主体的ないじめ防止活動を支援する。具体的には、児童が「安心感」「自己存在感」「満足感」を持てる場所や機会をつくり、いじめが起こりにくい風土をつくること。また、児童の主体的な活動を通して、「自己有用感」を高め、人と関わることを喜びと感じる場や機会をつくり、いじめに向かわない児童を育てる必要がある。

(1) 授業改善に関する取組

○「わかる」「楽しい」授業の実践

- ・「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」という、生徒指導の3つの機能を活かした授業づくりに、全教職員で取り組む。

○「信頼関係」のある授業の実践

- ・児童の発言やがんばり、よさを多面的に認め、認め合える場を設定する。

(2) 児童生徒の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的にした取組

○学級活動

- ・いじめの未然防止や解決の方法等について話し合い、集団や個人の決定を経て、いじめ防止へ向けた具体的な取組を実践する。
- ・いじめにつながるような学級の諸問題を自分たちで解決していこうとする自発的・自治的な能力を育てる。

○クラブ活動

- ・異年齢集団による自発的、自治的な活動を効果的に展開することを通して、異年齢の他者ともよりよい人間関係を築くことができるようにする。

○学校行事

- ・異学年での交流や集団活動を通して、互いを思いやったり、協力し合ったりする人間関係を築く。
- ・児童が活躍できる場面をつくりだし、児童の自己有用感を高め、いじめに向かわない児童を育成する。

(3) いじめに関する学習への取組

○人権教育の充実

- ・常時指導（常にお互いを大切にする指導）の充実：互いのよさを認め合える温かい学校・学級の雰囲気づくりを進める。
- ・人権教育の全体計画や年間指導計画の活用、見直し、改善を通して、授業や学校行事等と人権教育との関連を図りながら指導ができるようにする。

○道徳教育の充実

- ・学校の教育活動全体で児童の道徳性を育む。
- ・道徳の時間の充実：いじめの未然防止に関連した様々な道徳的価値（規範意識、友情、思いやり、寛容、誠実、公正公平、親切、勇気等）について、児童がじっくりと考えを深められるようにし、道徳的実践力を育んでいく。

○教職員の人権感覚

- ・児童一人一人を大切にし、かけがえのない一人の人間として接する教職員の姿勢そのものが、人権教育の最も大切な部分となるという自覚をもつ。
- ・人権感覚を高め、不用意な言動でいじめを助長するようなことがないようにする。

(4) いじめをなくすための児童会の取組

いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、以下の活動を取り入れていく。

○児童会活動の充実

- ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」、太田の子ども「いじめ防止 行動目標」を受け、いじめ防止スローガンやいじめ防止宣言を決定し、学校全体として統一した取組を進める。
- ・異学年での話し合い活動やピアサポート的な活動等を取り入れ、よりよい人間関係づくりを構築していく。
- ・児童がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止につながるような取組を推進する。
- ・先進的な取組をしている学校を積極的に紹介する。（いじめ防止フォーラム、太田いじめ防止こども会議への参加）

(5) 保護者や地域に対する啓発の取組

○学校の様子を積極的に発信

- ・学校だよりやホームページ等で学校の様子を発信する。
- ・保護者だけでなく、地域の自治会、健全育成団体、民生児童委員等とも児童の様子を情報交換する。

○家庭・地域との連携

- ・地域ボランティアやお年寄りとの交流などの機会を設定する。
- ・保護者や地域の人と児童が一緒になっていじめを未然に防いでいこうとする意識を高める。

5 早期発見の取組

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生する 경우가多く、学校組織として早期発見に取り組むことは勿論であるが、家庭・地域と連携して実態把握に努める必要がある。

(1) 児童生徒の些細な変化に気づく取組

○日常の交流を通じた発見

- ・児童と接する機会（朝、休み時間、放課後等）に、気になる様子に目を配る。

○複数の教員の目による発見

- ・多くの教職員が児童にかかわることにより、発見の機会を多くする。
- ・校内巡回を行ったり、教室への経路を時折変えたり、児童のトイレを利用したりする。

○アンケート調査

- ・全校で毎月1回アンケートを実施する。それをもとに、児童に対してきめ細かな指導、対応ができるよう努める。

○児童会が主体となった取組

- ・20分休みや昼休みに、校内を見回る。

○教育相談を通じた早期発見

- ・必要に応じて面談を実施したり、児童の希望で面談を実施したりすることができる体制を整えておく。

○保護者と連携した早期発見

- ・連絡帳や電話連絡等で、保護者との連携を図る。

○地域と日常的に連携した早期発見

- ・学校だよりの回覧、ホームページの充実、地域行事等への参加、関係機関との情報共有等で地域との連携を図る。

(2) 気づいた情報を確実に共有する取組

○最初に認知した教職員が、必ず報告する。（学年主任、生徒指導担当、教頭、校長）

○「いじめ一報」制により、組織としていじめを把握し、早期対応に努める。

○いじめ対策委員会

- ・校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、各学年担当・養護教諭等からなるいじめ防止等の対策のためのいじめ対策委員会を設置し、必要に応じて部会を開催する。また、その場合必要に応じてスクールカウンセラーや学校評議員の参加を依頼する。（事案に応じて柔軟に編成する。）

○職員会や生徒指導委員会での情報交換及び共通理解

- ・月に二度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通

理解を図る。

(3) 情報に基づき、速やかに対応する取組

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 いじめに対する措置

(1) いじめの発見から解決までの指導の流れ

○組織的対応

いじめの発見→対応方針の決定・役割分担→事実の究明と支援・指導→いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導→保護者との連携→関係機関との連携

(2) いじめの被害者、その保護者への支援

- 事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、把握した事実を正確に伝える。
- 学校として徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応経過を伝え、保護者からの情報提供を受け、経過観察を行う。

(3) 加害児童、その保護者への助言

- 児童への事情確認後、家庭訪問をして児童に事実の確認をする。
- 相手の児童の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と児童の変容の様子等を保護者へ伝え、指導に対する理解を求める。

(4) いじめを見ていた児童生徒への働きかけ

- 観衆、傍観者も問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆、傍観者の態度をどのように感じていたか、これからどのように行動したらよいか等を考えさせる。
- 集団の行動規範や言葉遣い等を振り返らせ、いじめを許さない集団づくりに向けた話合いを行う。

(5) 関係機関との連携

- 深刻ないじめの解決に必要な時は勿論、日頃から関係機関（教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等）に容易に連携がとれるようにしておく。

7 いじめ防止対策の組織

(1) 目的

いじめの防止、早期発見、いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対

応を行うため中核となる組織を置く。

(2) 組織の構成

○いじめ対策委員会の設置

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、各学年担当、養護教諭等からなるいじめ防止等の対策のためのいじめ対策委員会を設置し、必要に応じて会を開催する。また、その場合、必要に応じてスクールカウンセラーや学校評議員の参加を依頼する（事案に応じて柔軟に編成する。）

(3) 役割

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

○いじめの相談・通報の窓口

○いじめに関する情報や児童の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有を行う。

(4) 役割に応じた対応

○いじめに関する情報が入った場合、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割。

○校長・教頭

- ・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮すること。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成すること。
- ・学校だよりやホームページ等で、学校のいじめ防止等の取組について情報発信すること。

○教務主任

- ・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理を行う。

○生徒指導主任

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解を図る。
- ・いじめ問題に関する情報収集と記録を行う。
- ・関係機関との連絡・調整を行う。
- ・いじめ対策委員会をリードする。

○学年生徒指導担当

- ・いじめに関する学年の状況やアンケート結果の報告等を行う。
- ・いじめ防止活動についての学年の取り組みを提案、報告する。

○教育相談主任

- ・教育相談実施状況の報告を行う。
- ・気になる児童への対応の提案を行う。
- ・ＳＣとの調整役となり、相談計画の提案等を行う。

○養護教諭

- ・保健室における相談状況等の報告を行う。
- ・保健室の活用についての提案を行う。

○ＳＣ

- ・加害・被害児童生徒や保護者への対応、学校の相談態勢等へのアセスメントを行う。

(5) 年間計画の策定（PDCA サイクルを含む）

○いじめに関する研修

- ・いじめ問題対策研修会の実施

年度3回、全職員参加研修会を実施する。7月・12月・2月

○教育相談の実施

- ・担任とSCの教育相談

夏季休業中に実施する。 ※教育相談主任がSCと協議して計画を立案する。

8 インターネット上のいじめへの取組

インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童の情報モラルの向上に努める。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反等、事案に応じて、警察等の専門機関と連携して対応していく。

(1) いじめ防止の取組（未然防止）

○情報モラル教育の推進

- ・ネットワークを通じて、他人や社会とよりよい関係を築けるよう、情報を正しく活用するために的確な判断ができる力を身に付けさせる。
- ・従来の授業の中に情報モラルの視点を持った学習活動を展開することが必要である。
- ・インターネットを安全かつ効果的に利用するために、次の4つのメディアリテラシーを児童が身に付けられるよう、各教科等で計画的に取り組む。

- ・判断力・・・利用するサイトが安全か、危険かを判断する力
- ・自制力・・・どんなサイトか見てみたい、試してみたいという気持ちに負けない力
- ・責任能力・・・インターネット上での自分の言動に責任を持つ力
- ・想像力・・・未然に危険を予想・予測したり、相手を傷つけていないかを考えたりする力

○講習会等の活用

- ・外部講師等を活用した、児童向けやPTA向けの携帯・インターネット問題講習会（県教育委員会主催）、情報モラル講習会（群馬県警主催）等を実施する。
- ※生徒指導委員会、PTA本部役員会等で計画の立案を行う。

(2) 早期発見の取組

○ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

- ・名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報発信の停止を求めたり、情報を削除したりできるようにする。
- ・必要に応じて、法務局の協力を求めるようにする。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助を求める

○ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関（教育委員会、法務局等）の取組について保護者や児童に周知する。

(3) いじめに対する措置

○「6 いじめに対する措置」に同じ

○削除依頼

- ・事実の確認→対応方針の検討→児童への対応→インターネット上の対応→事後の経過の確認

9 重大事態への対処

(1) 重大事態の認識

○重大事態が発生した場合は、速やかにその旨を、太田市教育委員会に報告する。

〈重大事態〉

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）。
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手）。

※児童生徒や保護者から重大事態の申し出があった場合も、重大事態が発生したものとする。

(2) 組織としての対応（調査・報告等）

○太田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

〈構成員〉いじめ対策委員会を母体とし、事態の性質に応じて、適切な専門家を加える。

※校医(本校衛生管理医)・学校評議委員代表(区長会長)・人権擁護委員等

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

この調査は、太田市教育委員会の指導及び支援を得て行うものとする。

○いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

○いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

○上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

この情報提供は、太田市教育委員会の指導及び支援を得て行うものとする。

○学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。

○質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

○必要に応じて、いじめを受けた児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

令和7年3月 改訂